⑷　夜間銃猟をする者

夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名並びに狩猟免許並びに銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載した名簿を提出する。

⑸　その他の夜間銃猟に関する配慮事項（住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法等）

夜間銃猟を実施する際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が講じる措置や、周辺地域への注意喚起の方法について定める。具体的には、夜間銃猟の実施区域における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生時の対応等を定める。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意する。

また、夜間銃猟を実施する地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地区の合意を得る。

2　夜間銃猟の実施手続

夜間銃猟を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業計画を書面にて提出する。

都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところに従って、夜間銃猟をする者として確認を受けた捕獲従事者に夜間銃猟をさせること。

都道府県知事は、夜間銃猟の作業計画について、受託者が現地の状況を確認しながら、実施日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認するとともに、夜間銃猟の必要性や効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行う。特に、夜間銃猟をする者については、夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者のうち、夜間銃猟の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認する。

なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確認する際には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等に鑑み、安全確保の措置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都道府県公安委員会及び実施区域に係る市町村の意見を聴取する等、十分な調整を行う。

第六　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証する。特に、夜間銃猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証する。

さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等について検討する。

また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施する。

国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報共有に努める。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１８７４号

横浜市港北区綱島西１丁目16番10号　小島方
債務者　泉　　幸宏

1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻庭　史子
4　破産債権の届出期間　平成28年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８７３号

横浜市金沢区釜利谷西１丁目32番13号
債務者　天野　公義

1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　盛行
4　破産債権の届出期間　平成28年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月28日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８９０号

横浜市泉区和泉町1263番地１　メゾンリバーサイドＢ　201号
債務者　永吉　正和

1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若井　公志
4　破産債権の届出期間　平成28年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１６号

神奈川県藤沢市菖蒲沢845番地の11
債務者　中村　忠男

1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴井　迪子
4　破産債権の届出期間　平成28年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６０号

静岡県浜松市中区布橋１丁目17番40号城北パーソナルハイツＷ404
債務者　谷内田　薫（旧姓向井・恩田）

1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　卓実
4　破産債権の届出期間　平成28年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年12月６日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号

千葉県四街道市みのり町９番地１
債務者　永島　重信

1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蕨　　俊英
4　破産債権の届出期間　平成28年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年12月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部